

「少年法の一部を改正する法律」(2008年)の概要 (やまだ塾まとめ)

2008年7月26日作成

犯罪被害者等基本計画(2005年12月閣議決定)

＝少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討および施策の実施＝
 法務省において、2000年の少年法等の一部改正する法律附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

改正前	改正法
①少年審判は非公開で行われており、被害者等であっても、その傍聴は許されていなかった。	■少年審判の傍聴 家庭裁判所は、相当と認めるときは、殺人事件等一定の重大事件の被害者等に、少年審判を傍聴することができることとする。
②少年保護事件の被害者等は、損害賠償請求権の行使のために必要がある等の正当な理由がある場合に限り、例外的に記録の閲覧・謄写が許されていた。 ③閲覧・謄写の対象は、非行事実にかかる部分のみであった。	■記録の閲覧・謄写の範囲の拡大 (1)少年保護事件の被害者等については、原則として閲覧・謄写を認めるものとする。 (2)非行事実に係る部分以外の記録(社会記録は除く)についても、閲覧・謄写の対象とする。
③意見聴取の対象者は、被害者等のほか、被害者が死亡した場合におけるその配偶者等とされていた。	■意見聴取の対象者の拡大 被害者等の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者等についても、意見聴取の対象者とする。
④第37条第1項に掲げる罪(児童福祉法違反、労働基準法違反等)に係る事件は、家庭裁判所で裁判を行うこととされていた。 ⑤家庭裁判所は、保護事件の調査等により、第37条第1項に掲げる事件を発見したときは、検察官等に通知しなければならないこととされていた。(第38条)	■成人の刑事事件の管轄の移管等 (1)第37条第1項に掲げる罪に係る事件については、地方裁判所が裁判を行う。 (2)第38条を削除する。

参考:2008年度児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料